

明
治
十
九
年

校正
河村
禮寫
杉

属

判仕

内事課

課長

一人

書記官ヲ以テ之ニ充ツ

省内庶務ヲ掌ル

課次長

一人

書記官ヲ以テ之ニ充ツ

外事課

課長

一人

書記官ヲ以テ之ニ充ツ

帝室外交ノ事ヲ掌ル

課次長

一人

書記官ヲ以テ之ニ充ツ

侍從職

侍從長

一人

勅仕

常侍奉仕シ及侍從内監ヲ監指スルコトヲ掌ル

侍從

奏仕

常侍奉仕ス

侍從試補

奏仕

内監

奏仕

属

判仕

式部職

長官

一人

勅仕

帝室ノ祭典儀式雅樂ノ事ヲ總掌ス

次官

一人

勅仕

式部官

奏仕

禮式ヲ掌ル

属

判仕

掌典長

一人

勅仕

掌典

奏仕

祭典、掌ル

掌典補

判任

雅樂長

一人 式部官掌典ノ内ヨリ之ヲ兼ス

式部長官ニ属シ雅樂師長以下ヲ監督ス

雅樂師長

一人 奏任

雅樂師副長

一人 奏任

雅樂師

判任

雅樂手

判任

雅樂生

等外

皇太后宮職

大夫

一人 勅任

亮

一人 奏任

属

判任

皇后宮職

大夫

一人 勅任

亮

一人 奏任

属

判任

大膳職

大夫

一人 勅任

御膳及宴饗賜饌ノ事ヲ掌ル

亮

一人 奏任

属

判任

内藏寮

頭

一人 勅任

帝室財務ノ事ヲ掌ル

権頭

奏任 頭アレハ之ヲ置カス

助

一人

奏仕

権助

奏仕

助アレハ之ヲ置カス

禹

判仕

王殿寮

頭

一人

勅仕

宮殿洒掃鋪設器具及宮門管鑰防火警戒ノ事ヲ掌ル

権頭

奏仕

頭アレハ之ヲ置カス

助

一人

奏仕

権助

奏仕

禹

助権助ノ内一人京都出張所長ニ充ツ

判仕

舍人

省中判仕官ノ内ヨリ之ヲ兼ス

式場ノ使役ニ服ス

内舍人

判仕

宮中ノ使役ニ服ス

仕人

等外

門監

判仕

宮門ノ開閉ヲ監ス

門監補

判仕

門部

等外

門監ノ指揮ヲ受ケ宮門ノ出入ヲ檢察ス

消防監

判仕

宮中防火ノ事ヲ掌ル

消防監補

判仕

消防嚮導

等外

消防手

等外

圖書寮

頭

一人 勅任

帝室ノ記録圖書及寶器美術保存ノ事ヲ掌ル

権頭

奏任 頭アレハ之ヲ置カス

助

奏任

権助

奏任 助アレハ之ヲ置カス

禹

判任

内匠寮

頭

一人 勅任

帝室ノ土木工匠及庭園ノ事ヲ掌ル

権頭

奏任 頭アレハ之ヲ置カス

助

一人 奏任

権助

奏任 助アレハ之ヲ置カス

禹

判任

匠師

奏任

匠手

判任

匠手補

等外

主馬寮

頭

一人 勅任

馬匹ノ調習飼養車駕采具ノ事ヲ掌ル

権頭

奏任 頭アレハ之ヲ置カス

助

一人 奏任

権助

奏任 助アレハ之ヲ置カス

禹

判任

馭者

判任

馬醫

判任

公文類聚 明治十九年

諸陵登

頭

諸陵ノ事ヲ掌ル

一人 奏任

権頭

奏任 頭下ハ之ヲ置カス

助

一人 奏任

権助

奏任 助下ハ之ヲ置カス

属

判任

守長

等外

守部

等外

御料局

長官

一人 勅任

帝室財産ノ事ヲ掌ル

主事

一人 奏任

主事補

二人 奏任

属

判任

侍醫局

長官

一人 勅任

侍醫局ノ事務ヲ總掌ス

侍醫

勅任又ハ奏任

診候及宮中衛生ノ事ヲ掌ル

醫員

判任

藥劑師

判任

属

判任

調度局

局長

一人 奏任

御服調度及宮中需用物品ノ事ヲ掌ル

公文類聚

次長 一人 奏任

属 判任

華族局

長官 一人 勅任

華族管理ノ事ヲ掌ル

主事 一人 奏任

主事補 二人 奏任

属 判任

皇族職員

親王家別當 一人 勅任

親王ノ家事ヲ掌ル

家令 一人 奏任

家扶 判任

家徒 判任

公文類聚 明治十九年